

裁判長
認印

印

調書(決定)

事件の表示	平成20年(才)第1731号 平成20年(受)第2099号
決定日	平成21年1月30日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	竹内 行夫
裁判官	今井 功
裁判官	中川 了 滋
裁判官	古田 佑 紀
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成20年(ネ)第675号(平成20年9月10日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年1月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 後藤照幸(印)

これは正本である。

岡田同序

裁判所書記官 後藤照幸



当事者目録

ほか